

【過去に石岡市で生活保護を受給していた方へ】

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付のご案内

平成 25 年(2013 年)に国が行った生活保護費の引き下げを違法とした最高裁判決を受けて、従来の基準と新たな基準の差額に関する生活保護費の追加給付を行います。

過去に石岡市で生活保護を受給していた対象の世帯については、
申出が必要となりますので、以下をご確認ください。

1 対象の世帯について

平成 25 年(2013年)8 月から令和 8 年(2026年)3 月までの期間において石岡市で生活保護を受給していた世帯

※平成 30 年(2018年)10 月以降の期間は一定期間入院・入所していた方、障害者加算・妊産婦加算等が算定されていた方、期末一時扶助が算定されていた方に限ります。

※亡くなられた方は対象外です。

※石岡市以外での受給歴がある場合は当時受給していた自治体にお申し出ください。

2 支給について

(1) 支給金額

生活扶助基準の従来の基準と新たな基準の差額

※世帯構成や受給期間、加算の有無等によって世帯ごとに異なります。

(2) 支給方法

原則として口座振り込み

※口座を保有していない場合は現金支給(窓口受取または現金書留)

3 申出について

(1) 申出受付期間

令和8年(2026年)8月3日(月)から令和9年(2027年)7月30日(金)

※市役所閉庁日を除く。

(2) 申出できる方

石岡市での生活保護廃止時点の世帯主

※当時の世帯主が死亡している場合は、受給当時の世帯員のうち以下の順位に基づいて上位の方が申出できます。同じ順位に複数名いる場合は、話し合いにより代表者1名を決めてください。決まらない場合は早期に申出を行った方が優先されます。

(申出者の順位)

- ① 配偶者(事実上婚姻関係の者を含む) ② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母
- ⑥ 兄弟姉妹 ⑦ 曾孫 ⑧ 甥姪 ⑨ その他の世帯員

※申出できる方による申出が困難な場合、次の方が代理で申請することができます。

- ・申出できる方と同じ世帯に属する世帯員
- ・親族や本人の世話をする施設等の職員等
- ・法定代理人(成年後見人や代理権付与の審判がなされた保佐人・補助人)

(3) 申出の方法

- ① 提出書類をそろえて石岡市社会福祉課窓口を持参する。
- ② 提出書類をそろえて石岡市社会福祉課に郵送する。

(送付先)

〒315-8640

茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市役所社会福祉課 あて

4 提出書類について

(1) 必ず提出するもの

(1) 必ず提出するもの

①	当時保護を受給していた世帯主及び全世帯員の戸籍謄本(全部事項証明書)の写し ※発行から3ヶ月以内 【外国人の場合】全世帯員の住民票の写し ※発行から3ヶ月以内 ※当該世帯の支給対象者(全世帯員)が窓口に来所し、本人確認が取れた場合は提出不要 ※現在石岡市以外で保護受給中の場合、戸籍謄本を現在受給中の実施機関が発行する保護受給証明書に 代えることも可能 ※発行から3ヶ月以内
②	その他本人確認に必要な書類(1点) マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳、パスポート、在留カード等の写し ※顔写真付きの本人確認書類がない場合は、顔写真がないものでも可
③	申出する本人名義の預貯金通帳またはキャッシュカードの写し
④	申出書 ※保護受給歴ごとに1枚必要
⑤	同意書

(2) 必要に応じて提出するもの

加算等の申出をする方	【障害者加算】身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当受給証明書等 【妊産婦加算】母子健康手帳等 【母子加算】児童扶養手当の証書または通知書等 【その他対象の加算】当該加算に関する挙証資料 【20歳未満控除】20歳未満の就労に係る給与明細または通帳の取引明細(就労収入の状況が分かるもの)等
結婚・離婚等により世帯主・世帯員の氏名が変更となっている方	保護受給当時の氏名が記載された戸籍謄本 ※発行から3ヶ月以内
申出を代理する方(世帯員・親族等)	委任状、代理する方の本人確認に必要な書類、申出する方との関係がわかる戸籍謄本 ※発行から3ヶ月以内
申出を代理する方(施設職員等)	委任状、代理する方の本人確認に必要な書類、職員であることがわかる書類
申出を代理する方(法定代理人)	代理する方の本人確認に必要な書類、委任者本人の戸籍謄本または登記事項証明書 ※発行から3ヶ月以内

5 申出受付後の流れについて

(1) 提出書類に不備がある場合

石岡市社会福祉課から内容の修正または不足書類の追加等の依頼をします。
(申出から1ヶ月程度)

※一定期間不備が解消されない場合や石岡市の追加給付対象外であった場合(追加給付額が発生しない、対象期間中に石岡市での保護受給が確認できない等)は、不支給決定通知書を送付します。

(2) 提出書類に不備がない場合

石岡市社会福祉課から追加給付決定通知書を送付します。決定通知書に同封する通知文に支給日が記載されていますので、ご確認ください。
(不備のない申出から1ヶ月から2ヶ月程度)

6 問い合わせについて

(追加給付に係る総合的な問い合わせ)

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター

電話番号: **0120-179-445**(フリーダイヤル)

(石岡市の追加給付の申出受付に係る問い合わせ)

石岡市社会福祉課

電話番号: 0299-23-1111(代表) ※「生活保護の件」とお伝えください。

※一般的な内容への回答は可能ですが、電話による保護受給歴や受給内容などの個人情報を含む問い合わせにはお答えできません。個人情報を含む問い合わせの場合は本人確認書類を持参の上、ご来所をお願いいたします。

この案内は石岡市社会福祉課が令和8年8月現在の内容を基に作成したものです。
今後申出受付状況等により記載内容が変更となる場合があります。
石岡市以外の自治体では取扱いが異なる場合がありますので、ご注意ください。